

『平成17年度施策実施状況調書』

施策名		電波を有効に、また、安心・安全に利用するための環境整備			担当部局名		総合通信基盤局電波部電波政策課、電波環境課、監視管理室		
上位政策との関係(上位政策目標への貢献)		電波利用の適正化・効率化を図ることにより電波の有効利用を推進し、安心で安全な電波利用環境の一層の整備を推進することにより、世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用促進の実現に資する。							
主な指標の状況		主な指標等		目標値	目標年度	14年度	15年度	16年度	
		遠隔操作による電波監視地域の人口カバー率		73.4%	16年度	73.3%	73.4%	73.4%	
		技術基準の策定等への成果の活用状況		成果の活用	21年度	平成13年度終了案件7件について、その成果をおおむね技術基準の策定等に反映	平成14年度終了案件7件について、その成果をおおむね技術基準の策定等に反映	平成15年度終了案件8件について、その成果をおおむね技術基準の策定等に反映	
		電波防護指針における基準値の根拠となる科学的データの信頼性の向上等のための電波の生体影響等に関する研究の推進状況		-	18年度	WHOの提唱する優先的研究課題等を踏まえ、8件の研究を実施(前年度からの継続研究を含む)	WHOの提唱する優先的研究課題等を踏まえ、9件の研究を実施(前年度からの継続研究を含む)	WHOの提唱する優先的研究課題等を踏まえ、10件の研究を実施(前年度からの継続研究を含む)	
電波の安全性に関する講演会の開催状況		各地方局2回	毎年度	なし	なし	なし	全国11の地方局で各1回開催		
施策の主な実施手段の状況	予算執行を主とするもの	事業名	概要			14年度	15年度	16年度	
		電波監視施設の整備・維持運用	電波のより効果的な監視を実施するために必要な施設の整備とそれらの維持を行う			5,944百万円	6,410百万円	6,446百万円	
		周波数逼迫対策事務	電波のより能率的な利用に資する技術を導入するための技術基準の策定等を行う			12,439百万円	10,279百万円	8,449百万円	
		電波の安全性に関する調査等	電波の生体影響に関する研究等を推進する。			1,519百万円	1,517百万円	1,522百万円	
制度の企画・運用を主とするもの	項目	概要							
		該当なし							
情報提供等を主とするもの、その他	項目	概要							
	電波の安全性に関する講演会の開催	電波の知識を持たない一般の国民を対象に、電波の性質や用途、健康への影響、最近の研究動向などについて解説し、正しい理解の普及を図る。							
(業務改善への取組状況) ・電波監視施設の整備・維持運用：一般競争入札による調達価格の低廉化を継続して実施。 ・周波数逼迫対策事務：実施案件の事前評価、事後評価に加え、継続評価を実施。 ・電波の安全性に関する調査等：実施案件の事前評価、事後評価を実施。 ・電波を安心・安全に利用するための環境整備に係る体制の整備及び強化：安心で安全な電波利用環境の整備・維持に向けた取り組みを推進する体制の整備及び強化等を図るため、総合通信局に「電波利用環境課」を新設する等、組織再編を実施。									
本施策に関する課題等の状況		遠隔操作による電波監視地域の人口カバー率は平成15年度で到達したが、デジタル無線通信などの新技術の普及・進展に合わせ、これらの技術等に対応した監視機能の整備・充実を引き続き実施する必要があるほか、不法無線局の取締りを強化するための体制の整備を図る必要がある。 周波数逼迫対策事務については、その成果をおおむね技術基準の策定等に反映してきているところであるが、今後も無線局数は増加すると考えられることから、当該施策を引き続き実施する必要がある。 電波の健康への影響については、これまでの調査等を踏まえ技術基準やガイドライン等として整備してきているところであるが、健康への影響を懸念する声があることなどから、引き続き当該施策を実施するほか、当該取り組み状況などについて情報提供の強化等を図る必要がある。					予	制	情
本施策に関する専門家の意見等		・周波数逼迫対策事務：平成17年3月に開催された電波利用料技術試験事務に関する評価検討会(第16回)において、平成15年度技術試験事務終了案件について「全体的に適正に実施されており、おおむね有用な成果が得られている」との評価をいただいている。							
本施策に関する主な資料		・周波数逼迫対策事務：電波利用料技術試験事務に関する評価検討会(第16回)資料 ・電波の安全性に関する調査等：生体電磁環境研究推進委員会の中間報告(平成13年1月)							

無線従事者資格の取得のための試験・講習等の安定的実施事業に関する政策評価

政策所管部局課室名 総合通信基盤局 電波部 電波政策課

評価年月 平成17年8月

<p style="text-align: center;">1 等 事 務 ・ 事 業</p>	<p>無線従事者資格の取得のための試験・講習等の安定的実施</p> <p>① 無線従事者国家試験</p> <p>② 無線従事者養成課程</p> <p>③ 無線従事者認定講習課程</p> <p>④ 船舶局無線従事者証明のための認定訓練</p>
<p style="text-align: center;">2 事 務 ・ 事 業 の 背 景 等</p>	<p>(1) 背景等</p> <p>ア 制度の背景等</p> <p>混信のない良好な電波利用環境を維持し、電波の有効利用を確保する観点から、無線設備の操作は、原則として、無線従事者資格を有する者でなければできないこととされている（国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則、電波法第39条、第39条の13等）。</p> <p>また、一定以上の船舶局の無線設備の操作は、無線従事者資格に加え、総務大臣が行うより実際的な訓練（遭難通信の方法等）を修了していることの証明（船舶局無線従事者証明）を受けた者でなければならないこととされている（船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（STCW条約）、電波法第39条第1項、第48条の2等）。</p> <p>イ 制度の内容等</p> <p>無線従事者資格は、①総務大臣（指定試験機関）が実施する無線従事者国家試験に合格する、②総務大臣の認定を受けた無線従事者養成課程を修了する、③一定の資格・業務経歴のある者が、総務大臣の認定を受けた上位資格取得のための講習（認定講習課程）を修了する等により、取得することができる。</p> <p>また、船舶局無線従事者証明は、総務大臣が行う訓練又はこれと同等であると認定された訓練（④）を修了することにより、証明を受けることができる。</p> <p>①の国家試験の実施事務については、行政事務の効率化の観点から指定機関制を採っているが、国家試験は試験内容・レベル等における公正性の確保が極めて重要であり、複数機関による競争原理になじまないことから、指定機関は公益法人であることを要件とし、資格ごとに一を限り指定することとされている。</p> <p>②の養成課程、③の認定講習及び④の認定訓練は、実施しようとする者の判断により、実施の都度、申請により法令の定める条件を満たしていることを認定しているが、この認定は、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成14年3月29日閣議決定）を受け、認定基準に適合すれば国の裁量の余地なく認定するといういわゆる「登録制度」を採っている。</p>

(2) 根拠法令

- ① 無線従事者国家試験（電波法第41条第2項第1号、第44条～第46条）
- ② 無線従事者養成課程（電波法第41条第2項第2号）
- ③ 無線従事者認定講習課程（電波法第41条第2項第4号）
- ④ 船舶局無線従事者証明のための認定訓練（電波法第48条の2第2項第2号）

(3) 関係公益法人

①の国家試験は、申請により総務大臣の指定を受けた財団法人日本無線協会が実施している。②の養成課程については公益法人では財団法人日本無線協会及び財団法人日本アマチュア無線振興協会が、③の認定講習及び④の認定訓練については公益法人では財団法人日本無線協会がそれぞれ実施の実績がある。

性格	施策名	実施者名	平成16年度実績（②～④は公益法人実施分）		
指定	①国家試験	(財) 日本無線協会	23資格	11カ所×年2～3回 (注)	38,023名
登録	②養成課程	(財) 日本無線協会	11資格	11カ所、延べ593件	19,930名
		(財) 日本アマチュア無線振興協会	2資格	延べ314件	11,588名
	③認定講習	(財) 日本無線協会	2資格	1カ所、延べ5件	65名
	④認定訓練	(財) 日本無線協会	—	2カ所、延べ6件	143名

(注) 上級10資格は年2回、下級11資格は年3回、全国11カ所（この他、受験者の見込める数カ所）で実施。下級アマチュア2資格は全国27カ所（この他、受験者の見込める数カ所）で延べ193回実施。

(1) 政策評価の観点

無線従事者制度（船舶局無線従事者証明を含む。）は、条約の要請を踏まえて、国内法（電波法）でその具体的な実施が定められており、本件「無線従事者資格の取得のための試験・講習等の安定的実施」の各施策の政策評価は、試験、講習等が法令の求める基準を満たし、厳正・公正かつ効率的に実施されているかという観点から実施した。

(2) 政策効果の把握の手法

ア 国家試験 (①)

(ア) 国家試験は指定機関により実施されており、電波法においては、指定機関に対して以下のような許認可、届出等を義務付け、総務大臣においては、その都度、法令への適合性等を審査している。

- ・総務大臣の許可・認可 → 役員の選任・解任、毎年度の事業計画・収支予算、試験業務規程の制定・変更、試験業務の休廃止
- ・総務大臣への届出 → 試験員の選任・解任、毎年度の事業報告・収支決算

(イ) また、総務大臣は次のような権限があり、法令への適合性を監督している。

- ・総務大臣の権限等 → 業務規程変更命令、役員・試験員の解任命令、監督命令、業務停止命令、報告徴収権、立入り検査権、指定取消し権

(ウ) 更に、試験の厳正・公正性を確保するため、指定機関に対して、次のような義務（権限）を課して（付与して）おり、不正受験に係る権限行使については、総務大臣への報告を義務づけている。

- ・義務等 → 秘密保持義務、公務員としての罰則適用（みなし公務員）
- ・権限等 → 不正受験者に対する受験停止命令、試験無効宣告権

イ 養成課程 (②)、認定講習 (③) 及び認定訓練 (④)

養成課程 (②)、認定講習 (③) 及び認定訓練 (④) は、法令の基準に適合している場合は行政の裁量の余地なく認定されるといういわゆる登録制度であり、電波法上の権限（義務）は、国家試験（指定機関）と比較すると、認定に係る事項の変更承認、修了時の実施状況報告、臨時の資料提出命令等と少ないが、公益法人に対しては、総務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令（平成12年総理府、郵政省、自治省令第1号）により、毎年度の事業計画・収支予算、事業報告・収支決算の提出や役員の選任・解任の届出のほか、業務監督権が認められており、総務大臣はその実施状況を把握している。

(3) 政策効果の把握の結果

ア 国家試験

平成16年度においては、平成15年度の事業報告・収支決算、平成17年度の事業計画・収支予算、役員の選任・解任について審査した。また、不正受験に係る権限の行使について報告があった。

イ 養成課程、認定講習及び認定訓練

平成16年度においては、修了時の実施報告のほか、公益法人の設立及び監督に関する省令に基づく平成15年度の事業報告・収支決算及び平成17年度の事業計画・収支予算の提出があり、その内容を審査した。

<p style="text-align: center;">4</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">政策評価の結果</p>	<p>必要性、効率性又は有効性の観点からの評価</p> <p>無線従事者制度の運用上、その能力を確認する国家試験の実施は基本であり不可欠である。また、いわゆる登録制度として運用されている養成課程等も受験生の選択肢を広げるものであり、その必要性（有効性）が認められる。</p> <p>実施に当たっては、業務の効率性（実施場所の集約、一元化等）と受験生等の利用しやすさ（実施箇所、回数の分散等）の均衡が求められるが、事業報告・収支決算からみて、受験生等の減少傾向の中、法人の効率化努力により受験生等の利用しやすさを維持しているものと認められ、全体として効率的に実施されていると評価できる状態にあると認められる。</p>
<p style="text-align: center;">5</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p>	<p>無線従事者国家試験の実施に関する事項や養成課程等の認定の基準等を定める総務省令の制定・改廃は電波監理審議会への必要的諮問事項とされており、電波監理審議会においては広く利害関係者への意見聴取を実施した上で、総務大臣へ答申している。また、総務省においてもパブリック・コメントにより広く一般からの意見を募集して、施策の参考としている。</p> <p>【平成16年度の実績例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 無線従事者規則の一部を改正する省令案を電波監理審議会へ諮問（平成17年3月23日発表） http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050323_1.html ○ 無線従事者規則の一部を改正する省令案等に係る意見の募集（平成17年3月17日発表） http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050317_3.html ○ アマチュア無線技士国家試験における電気通信術（モールス電信）の試験方法の変更案に対する意見募集の結果（平成17年2月21日発表） http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050221_1.html ○ アマチュア無線技士国家試験における電気通信術（モールス電信）の試験方法の変更案に対する意見の募集（平成16年11月25日発表） http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/041125_1.html
<p style="text-align: center;">6</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">評価に使用した資料等</p>	<p>財団法人日本無線協会の事業報告・収支決算等 http://www3.famille.ne.jp/~nichimu/gaiyou/index.html</p> <p>財団法人日本アマチュア無線振興協会の事業報告・収支決算等 http://jard.or.jp/media/info/what_is_jard/index.html</p>

※公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成14年3月29日 閣議決定）に基づく評価。

電波監理に係る点検等事業に関する政策評価

政策所管部局課室名 総合通信基盤局 電波部 電波環境課

評価年月 平成17年8月

1 業等 事務・事	<p>電波監理に係る点検等事業</p> <p>①特定無線設備の技術基準適合証明</p> <p>②無線設備等の点検</p> <p>③無線設備の点検に用いる測定器、その他の設備であって、総務省で定めるものの較正 (以下、「測定器等の較正」)</p>
2 事務・事業の背景等	<p>(1) 背景等</p> <p>そもそも無線局の開設に際しては、電波法に基づき、国の検査を経た上で、免許を受ける必要があった。</p> <p>しかし、当該検査の簡略化のため、電波法の一部を改正する法律（昭和56年法律第49号）により技術基準適合証明制度を導入し、郵政大臣（当時）から指定を受けた指定証明機関による証明を受けた場合には、検査を簡略化することとした（平成16年から、当該指定の制度は、登録の制度に移行。）。</p> <p>また、民間能力を更に活用するため、電波法の一部を改正する法律（平成9年法律第47号）により認定点検事業者制度を導入し、郵政大臣（当時）の認定を受けた認定点検事業者が点検を行った場合には、国の検査の一部を省略することとした（平成16年から、当該認定の制度は、登録の制度に移行。）。</p> <p>なお、上記の認定点検事業者制度の導入に際しては、当該点検の正確性を確保する観点から、認定の要件の一つとして、点検に使用する測定器等については較正を受けなければならないこととした。こうした需要に対応するため、正確な較正を行い得る民間の能力を活用することとし、当該較正については、郵政大臣（当時）の指定を受けた指定較正機関が実施できることとした。</p> <p>(2) 根拠法令</p> <p>①特定無線設備の技術基準適合証明 電波法第38条の2第1項</p> <p>②無線設備等の点検 電波法第24条の2第1項</p> <p>③測定器等の較正 電波法第102条の18第1項</p> <p>(3) 関係公益法人</p> <p>①特定無線設備の技術基準適合証明</p> <p>財団法人テレコムエンジニアリングセンター</p> <p>財団法人日本アマチュア無線振興協会</p> <p>②無線設備等の点検</p> <p>財団法人小型航空機安全運航センター（国土交通省所管）</p> <p>③測定器等の較正</p> <p>財団法人テレコムエンジニアリングセンター</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">3 手法及びその結果 政策評価の観点及び政策効果の把握の</p>	<p>(1) 政策評価の観点及び手法</p> <p>いずれの事業も、無線局免許関係事務をはじめとする電波監理を円滑かつ効率的に実施することを目的に行われていることから、関連の制度改正等を考慮しつつ、当該事業が有する必要性、効率性及び有効性等について評価し、評価結果を導いた。</p> <p>(2) その結果</p> <p>本制度は、できる限り民間の能力を活用し、必要最低限の関与のみを残しているものである。また、近年の携帯電話や無線LAN等の多様な無線利用の急速な普及にも効率的に対応できている。さらに、実施主体については、いわゆる公益法人要件を撤廃しており、登録制度に移行するなど、公平性等の観点からも問題はなく、適切な制度整備、運用がなされていると考えられる。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">4 政策評価の結果</p>	<p>(1) 必要性、効率性及び有効性の観点からの評価</p> <p>○必要性</p> <p>いずれの事業も、無線局免許関係事務をはじめとする電波監理を実施する上で必要不可欠なものであり、その目的に照らして妥当なものである。また、行政関与の在り方からみても、できる限り民間の能力を活用した結果、必要最低限の関与のみを残しているものであり、妥当なものである。以上から、これら事業についての必要性は高いと認められる。</p> <p>○効率性</p> <p>いずれの事業も、上記2(1)に記載された背景等とおおり、民間能力を活用し国自らの関与を最小限にすることにより電波監理を効率的に実施するために導入されたものであり、携帯電話や無線LAN等の多様な無線利用の急速な普及がなされていることから、効率性の観点から問題はないものと認められる。</p> <p>○有効性</p> <p>適正な電波監理が確保されながら、電波は有効に利用されていることから、いずれの事業も期待される効果が得られているものと認められる。</p> <p>(2) その他の観点からの評価</p> <p>上記のほか、いずれの事業も、いわゆる公益法人要件が撤廃されているほか、登録の制度に移行するなど、公平性その他の観点からも問題はないものと考えられる。</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">5 学識経験を有する者の知見の 活用に関する事項</p>	<p>本評価に際しては、これら事業の根幹となる試験、測定及び較正の制度全般について高い識見を有する東北大学電気通信研究所 杉浦 行 教授にも評価いただき、次のとおり意見をいただいている。</p> <p>「周波数は有限の資源であるため、電波の利用は公平かつ能率的でなければならない。これをソフト面で確保するのが電波行政であり、ハード面で担保するには、無線機器等の性能認証など管理が必要である。数十年前と異なって最近では、無線機器の性能も飛躍的に向上し、かつ民間事業者の技術レベルも向上しているため、この機器の管理に民間を活用することは極めて有効である。従って、民間活用の道を開くために法令や制度整備を行ってきた最近の行政措置は高く評価できる。</p> <p>但し、このように民間開放の道筋を付けた後も、能力のある法人が参入したいと感じるような環境を整備するなど、行政も一層努力すべきと考える。」</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">6 評価に使用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定無線設備の技術基準適合証明について http://www.tele.soumu.go.jp/j/equ/index.htm ・ 無線設備等の点検及び測定器等の較正について http://www.tele.soumu.go.jp/j/proc/check/index.htm

※公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成14年3月29日 閣議決定）に基づく評価。